

会 議 規 則 に つ い て

1 会議規則の根拠

地方自治法

(会議規則)

第120条 普通地方公共公共団体の議会は、会議規則を設けなければならない。

2 標準都道府県議会会議規則とは（全国都道府県議会議長会HPより）

内務省（現総務省）は、地方自治法が制定されたことを受け、同法に基づく議会運営の基準となる会議規則準則、委員会条例準則を各都道府県に通知しました。

その後、各都道府県議会は、これら準則を基準として、会議規則、委員会条例を制定し、議会運営を始めましたが、内容が必ずしも実態に即していませんでした。

そこで、昭和31年、地方自治法の大幅改正を機に、実態に即した規定を作成することとし、同9月に「標準都道府県議会規則」及び「標準都道府県議会委員会条例」、翌34年3月に「標準都道府県議会傍聴規則」を制定しました。

これらの規定は、その後、幾度もの改正を経て今日に至っています。